

委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第二十三号

委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の後段を加える。

この場合において、一の職について月額及び日額が定められている委員会の委員の報酬の額は、月額の報酬の額に日額の報酬の額を加えた額とする。

第七条第三項中「報酬の額が月額で定められている」を削り、「の報酬」の下に「その額が月額で定められている報酬及び第一項後段に規定する月額の報酬に限る。次条第一項において同じ。」を加える。

第八条第一項中「報酬の額が月額で定められている」を削る。  
別表第二を次のように改める。

### 別表第二（第七条、第十条関係）

		職	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会		委員長	月額一四七、一〇〇円 日額一一、九〇〇円	
その他の委員（教育長に任命された委員を除く。）			月額一三四、六〇〇円 日額一〇、九〇〇円	
委員長			月額一四七、一〇〇円 日額一一、九〇〇円	

労働委員会			公安委員会		人事委員会		選挙管理委員会	
その他の委員	公益委員	会長である委員	その他の委員	委員長	その他の委員	委員長	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十九条第三項の規定により臨時に補充した委員	その他の委員
月額一三四、六〇〇円 日額一〇、九〇〇円	月額一四〇、一〇〇円 日額一一、三〇〇円	月額一四七、一〇〇円 日額一一、九〇〇円	月額一三四、六〇〇円 日額一〇、九〇〇円	月額一四七、一〇〇円 日額一一、九〇〇円	月額一三四、六〇〇円 日額一〇、九〇〇円	月額一四七、一〇〇円 日額一一、九〇〇円	月額一、八四〇円 日額一一、八四〇円	月額一三四、六〇〇円 日額一〇、九〇〇円

法第六条に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の旅費相当額。ただし、条例に定めのある旅費（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）については、一般職の職員の例による。

内水面漁場管理委員会の委員	収用委員会		監査委員	
	その他の委員	会長である委員	識見を有する者である委員	議会議員である委員
日額 一三、七二〇円	日額 一〇、九〇〇円 月額 一三四、六〇〇円	日額 一一、九〇〇円 月額 一四七、一〇〇円	日額 一一、九〇〇円 月額 一四七、一〇〇円	日額 六、二〇〇円 月額 七六、三〇〇円

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。